一般社団法人日本エジプト考古学研究所 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本エジプト考古学研究所と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、早稲田大学名誉教授・エジプト考古学者の吉村作治博士が 1966 年以来、エジプト・アラブ共和国で継続してきた、エジプト考古学の研究及び発掘調 査及びその広報活動をさらに発展させて行い、この事業を後世に継承していくことを 目的とする。

(業業)

- 第4条 この法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。
 - 1. エジプト・アラブ共和国内における発掘調査の実施及び継続
 - 2. 発掘調査の実施のための調整作業及び事前準備作業
 - 3. 発掘調査の報告書作成及び資料整理
 - 4. エジプト調査に関わる研究員の募集と育成
 - 5. 本会の活動を普及させるための広報活動の企画と推進
 - 6. 本会の目的に賛同するサポーターの募集
 - 7. 本会の目的を達成するために必要な課題・事項に係る検証・研究、政策立案、 実践的活動等の実施、並びにこれらに関する委員会の設置
 - 8. エジプト考古学普及を目的とした展覧会、講演会、研究会等の企画、運営
 - 9. エジプト考古学関連の商品開発及び販売
 - 10. エジプト・アラブ共和国への旅行企画立案及びアドバイス業務
 - 11. その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員の構成)

第5条 この法人の会員は、次の二種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般 財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。) 上の社員とする。

- 一 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- 二 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により申し込み、代表理事の承認を受けなければならない。

(会費)

- 第7条 正会員は、別に定める会費を納入しなければならない。
 - 2 賛助会員は、別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当 該社員を除名することができる。

- 一 この定款その他の規則に違反したとき。
- 二この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

- 第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、 その資格を喪失する。
 - 一 第7条の支払義務を半年以上履行しなかったとき。
 - 二総正会員が同意したとき。
 - 三 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、全ての正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 一 会員の除名
- 二 理事及び監事の選任又は解任
- 三 理事及び監事の報酬等の額
- 四 計算書類等の承認
- 五 定款の変更
- 六 解散

七 その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項 (開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度の終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき 代表理事が招集する。

第15条 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、個人正会員1名につき1個、団体正会員1団体につき3個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - 一 会員の除名
 - 二 監事の解任
 - 三 定款の変更

四 解散

五 その他法令で定められた事項

(代理)

第19条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の 行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代 理権を証明する書類をこの法人に提出しなければならない。

(議事録)

- 第20条 社員総会の議事については法令で定めるところにより議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員の設置)

- 第21条 この法人に、次の役員を置く。
 - 一 理事 3名以上 10名以内
 - 二 監事 1名
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち、1名を専務理事とする。

(役員の選任)

- 第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
- 2 代表理事及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務 を執行する。
- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

- 第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は,第21条に定める定数に足りなくなるときは,任期の満了又は辞任により退任した後も,新たに選任された者が就任するまで,なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第26条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

(顧問及び評議員)

第28条 この法人に、顧問及び評議員を置く。

- 2 顧問及び評議員は正会員の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 顧問及び評議員は、代表理事の諮問に応え、代表理事及びその他の役員に対し、 意見を述べるとともに報告を徴することができる。

第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 この法人の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 代表理事及び専務理事の選定及び解職
- 四顧問及び評議員の選任及び解任
- 五規則の制定、変更及び廃止

(招集)

第31条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

- 第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の 過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 委員会

(委員会)

第34条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会は、その決議 により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、正会員及び学識経験者の中から理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し、必要な事項は理事会の決議により別に定める。

第8章 研究員

(研究員の任命)

第35条 この法人の研究活動を推進するため、研究員を任命する。

- 2 社員の中で学術業績のある者は研究員に任命する。
- 3 研究員は、教授、准教授、講師、助教とする。
- 4 研究員の任命には、理事会の承認を受けなければならない。

第9章 事務局

(事務局)

- 第36条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長、事務局次長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び事務局次長は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 基金

(基金の拠出等)

- 第37条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。
- 2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。
- 3 基金の返還の手続については、一般法人法第236条の規定に従い、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第11章 資産及び会計

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月31日に終わる。 (事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 貸借対照表
- 三 損益計算書(正味財産増減計算書)
- 2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

第12章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。 (解散)

第41条 この法人は社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。 (残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第13章 公告の方法

第43条 この法人の公告は、官報に掲載してする。